

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 指定居宅サービス等の事業の廃止
 - 保安林の指定の解除
 - 道路の区域変更
 - 道路の供用開始
- 【公告】
- 土地改良事業施行認可申請の縦覧
 - 林業種苗生産事業者講習会の開催
 - 道路の位置の指定
 - 落札者等の決定
- 【選挙管理委員会】
- 個人演説会等を開催することができる施設
の異動
- 【海区漁業調整委員会】
- 第五百三十九回岡山海区漁業調整委員会の開催

指導監査室

治山課

道路整備課

”

耕地課

治山課

建築指導課

警察本部会計課

選挙管理委員会

海区漁業調整委員
会

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第三十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項及び第一百五條の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和五年一月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

かも訪問看護ステーション

2 所在地

岡山県津山市加茂町中原六一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人慈恵会

2 所在地

岡山県津山市加茂町中原六一

三 廃止の届出を受理した年月日

令和五年一月十三日

四 介護保険事業所番号

三三六三五九〇〇一三

五 サービスの種類

訪問看護

介護予防訪問看護

令和5年1月20日 岡山県公報 第12465号

◎岡山県告示第三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和五年一月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 解除に係る保安林の所在場所
総社市新本字大平五四五九の五一
- 二 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 三 解除の理由
一般送配電事業用地とするため

令和5年1月20日 岡山県公報 第12465号

◎岡山県告示第三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和五年一月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 吉ヶ原美作線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久米郡美咲町吉ヶ原字横辺一〇五六番一 地先から	久米郡美咲町吉ヶ原字横辺一〇五六番一 地先から	新	七・〇 九・八	二六三・七
久米郡美咲町吉ヶ原字火ノ谷一〇五〇番 一地先まで	久米郡美咲町吉ヶ原字火ノ谷一〇五〇番 一地先まで	旧	五・一 六・〇	二六三・七

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 栃原久米南線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久米郡美咲町和田北字頭田一一六〇番四 地先から	久米郡美咲町和田北字ソ子一一四八番一 地先まで	新	八・三 三二・〇	一二四・四
久米郡美咲町和田北字頭田一一六〇番四 地先から	久米郡美咲町和田北字ソ子一一四八番一 地先まで	旧	二・八 五・二	一二四・四

令和5年1月20日 岡山県公報 第12465号

◎岡山県告示第三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
 その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和五年一月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
一般国道	三三三号	真庭市蒜山初和字虬ノ根四七八番一地先から 真庭市蒜山下長田字宮田二〇七六番一地先を 経て 真庭市蒜山下長田字竹花二〇五〇番五地先ま で	令和五年一月二十日
県道	栃原久米南線	久米郡美咲町和田北字頭田一一六〇番四地先 から 久米郡美咲町和田北字ソ子一一四八番一地先 まで	

令和5年1月20日 岡山県公報 第12465号

〔三二〕 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により申請のあつた新規土地改良事業の施行について、同条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に岡山県備前県民局長に申し出ることができる。

令和五年一月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請者

児島湾土地改良区

二 地区名

西七区1号 (水利施設等保全高度化(用排水施設整備)事業)

西七区支線70号 ()

西七区支線85号 ()

北七区支線27号 ()

三 縦覧に供する書類

土地改良区定款

事業計画書

四 縦覧の期間

令和五年一月二十日から同年二月十日まで

五 縦覧の場所

岡山県備前県民局農林水産事業部

〔三三〕 林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十一条第一項の規定により、次のとおり林業種苗生産事業者講習会を開催する。

令和五年一月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開催の日時及び場所

1 日時 令和五年三月十五日（水曜日） 午前十時から午後五時まで

2 場所 勝田郡勝央町植月中一〇〇一

岡山県農林水産総合センター森林研究所 林業技術研修棟 研修室（小）

二 受講申込書の受付

1 受講申込者は、受講申込書を、住所地を所管する県民局農林水産事業部森林企画課へ令和五年三月八日（水曜日）までに提出すること。

2 受講申込書には、六月以内に撮影した正面、上半身、無帽の写真（縦三・六センチメートル、横二・四センチメートル）一枚を貼り付けること。

3 インターネットによる受講申込みは、令和五年一月二十日（金曜日）から同年三月八日（水曜日）までの期間中、岡山県電子申請サービスにおいて受け付ける。

三 受講手数料

1 受講申込書に、一万四千百七十円相当の岡山県収入証紙を貼り付けて納付すること。なお、証紙には、消印しないこと。

2 岡山県電子申請サービスにより受講申込をする場合は、令和五年三月八日（水曜日）までに、クレジットカードによる納付処理を行うこと。

3 納付した受講手数料は、返還しない。

四 その他

1 受講者は、受講当日、筆記用具を持参すること。

2 講習会についての詳細は、岡山県農林水産部治山課（電話（〇八六）二二六―七四五）又は各県民局農林水産事業部森林企画課に問い合わせること。

令和5年1月20日 岡山県公報 第12465号

〔三四〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和五年一月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番号 指定年月日	道路の位置	道路の幅員 (メートル)	道路の延長 (メートル)
岡山県指令備中局 建第二〇四一号 令和五年一月十二日	浅口市金光町占見五六三番一六	六・〇四	三二・四八

令和5年1月20日 岡山県公報 第12465号

〔三五〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。
令和五年一月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 調達件名
BYODに関する役務提供業務
- 二 契約期間
令和五年三月一日から令和十年二月二十九日まで
- 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県警察本部警務部情報管理課
岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 四 落札者を決定した日
令和四年十二月十五日
- 五 落札者の名称及び住所
楽天コミュニケーションズ株式会社
東京都世田谷区玉川一丁目十四番一号
- 六 落札金額
一月あたり六一六、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額五六、〇〇〇円）
- 七 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 八 入札公告日
令和四年十一月一日

◎岡山県選管告示第一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号に定める個人演説会等を開催することができる施設について、玉野市選挙管理委員会から、次のとおり異動があった旨報告があった。

令和五年一月二十日

岡山県選挙管理委員会

委員長

大林

裕一

施設 の 名 称	玉野市総合体育館
異動事項	施設の管理者
新	玉野スポーツネットワークJV
旧	公益財団法人玉野市スポーツ振興財団
異動年月日	平成三十年四月一日

◎岡山海区漁業調整委員会公示第一号

岡山海区漁業調整委員会事務規程第五条第一項の規定により、第五百三十九回岡山海区漁業調整委員会を次のとおり開催する。

令和五年一月二十日

岡山海区漁業調整委員会

会長 井本 瀧 雄

一 日時

令和五年一月二十七日（金）

午後二時から

二 場所 岡山市北区駅前町二丁目三番三一号

サン・ピーチOKAYAMA

TEL（〇八六）二二五―〇六三一

三 議題

第一号議案 知事管理漁獲可能量の設定について

第二号議案 関係各連合海区漁業調整委員会について